

○近畿交通安全デーの推進について（例規）（平成元年３月30日例規第12号）

〔沿革〕 平成７年12月例規第74号、12年７月第36号改正

近畿交通安全デー（毎月15日）については、昭和39年以降、近畿２府４県全域にわたる運動として設定され、本県においても民警一体となった交通安全活動を推進してきたところであるが、現下の交通情勢に適應した、より活発な活動を展開し交通事故抑止を図ることと、これまで実施要領等についての規程もなかったことから、別記のとおり「近畿交通安全デー実施要領」を制定し、平成元年４月１日から実施することとしたから所期の目的達成に努力されたい。

別記

近畿交通安全デー実施要領

１ 目的

交通関係機関・団体及び地域住民等幅広い県民の参加による民警一体となった街頭啓発活動を活発に展開するとともに、危険行為、違反行為等を未然に防止するための街頭監視活動並びに地域の交通実態に即した悪質性、危険性及び迷惑性の強い違反に重点を置いた取締り活動を積極的に推進して交通事故の抑止を図る。

２ 体制

各所属においては、制服警察官及び白バイ、パトカー等を可能な限り街頭活動に従事させること。

３ 交通指導取締り要領

（１） 街頭監視活動

危険行為、違反行為等を未然に防止するため、街頭監視活動を一層強化し、その実施に当たっては、交通関係機関・団体及び地域住民の積極的な参加協力を求め、朝夕の交通監視における学童誘導をはじめ、幼児、老人に対する保護誘導活動、運転者に対する指導警告、検挙活動等を行う等「見せる活動」を展開すること。

（２） 指導取締り活動

ア 指導取締りに当たっては、交通ルールをあえて無視し、他のドライバーから見ても取り締まられることが当然と考えられるような悪質・危険性、迷惑性の強い違反や市民の取締り要望の強い違反に重点を置いた取締りを実施すること。

イ 指導取締り重点

（ア） 飲酒運転

（イ） 著しい速度超過

（ウ） 無謀な追越し

- (エ) 信号無視
- (オ) 特定交差点、重点地域における違法駐車
- (カ) 暴走行為
- (キ) 幹線道路におけるシートベルト非装着、ヘルメット非着用

4 広報啓発活動の推進要領

次の要領により交通事故抑止についての啓発活動を積極的に推進すること。

(1) 広報資料の作成

横断幕・懸垂幕・桃太郎旗の掲出、リーフレット・シール等の作成、配布

(2) 各種広報紙（誌）への掲載

ア ミニ広報紙（交番、駐在所だより等）に関連記事を掲載

イ 各市町村が定期的に発行する広報紙（誌）等への掲載依頼

(3) 広報車、ヘリコプターによる広報活動

パトカー、安協広報車、市町村広報車、ヘリコプターを活用した広報活動の展開

(4) スポット放送についての協力依頼

ア 地域有線放送による広報啓発活動の推進

イ スーパー等の店内放送による広報啓発活動の推進

ウ 各ターミナル放送、車内放送等による広報啓発活動の推進

(5) 新聞等マスコミの活用

各種行事に創意工夫を凝らし、マスコミの報道を通じて広報啓発

5 指導教養及び受傷事故防止の徹底

近畿交通安全デーに従事する警察官に対して、その目的、交通指導取締り要領、市民応接等についての指導教養を実施し、近畿交通安全デーが県民の理解と共感を得たものとなるよう努めるとともに、事前教養、取締り資器材の効果的活用、幹部の的確な現場指揮等を徹底し、受傷事故の防止に万全を期すること。